

市役所からの おしらせ

information

採用・募集

市職員(看護師)

▼採用人数 若干名
▼採用予定日 令和6年4月1日
▼受験資格・条件 ①看護師免許を有する(免許取得見込みを含む)心身ともに健康な方②次のいずれにも該当しない方 国籍は問わないが、就業が制限されている在留資格の方/禁錮以上の刑に処せられその執行を終わるまで、またはその執行を受けることがなくなるまでの方/その他地方公務員法第16条(欠格条項)に該当する方
▼応募方法 市立病院管理課に備え付け、または市立病院ホームページからダウンロードした受験申込書に必要事項を記入し、3カ月以内に撮影した写真を貼り、次の書類を添えて提出してください。

①看護師免許証の写し ※免許取得見込みの方は成績証明書②卒業証明書または卒業見込証明書(最終学歴・未開封)
▼応募期限 7月14日(金) 午後4時まで(代理提出可、郵送は当日必着)
▼試験日時 7月29日(土) 午前9時
▼試験内容 筆記試験(看護師免許を有する方は小論文、免許取得見込みの方は一般的基礎知識)、面接
▼応募・問合せ ☎0741-0006 深川市6条6番1号 市立病院管理課職員経理係(☎22-1101)

商工振興委員会委員

▼募集人数 3人以内
▼任期 8月11日～令和7年8月10日(2年間)
▼応募資格 商工業の施策に関し学識経験のある、市内に住む20歳以上の方
▼応募方法 商工労政課に備え付けの用紙に必要事項を記入し、持参または郵送してください。
▼応募期限 7月3日(月)まで(郵送は当日必着)
▼選考方法 選考会議で決定し、本人に通知します。
▼応募・問合せ ☎0741-8650 深川市2条17番17号 商工労政課商工労政係(☎26-2264)

農業振興委員会委員

▼募集人数 4人
▼任期 9月4日～令和7年9月3日(2年間)
▼応募資格 農業分野に関心のある、市内に住む20歳以上の方
▼応募方法 農政課に備え付けの用紙に必要事項を記入し、持参または郵送してください。
▼応募期限 7月3日(月)まで

スポーツ推進委員

(郵送は当日必着)
▼選考方法 選考会議で決定し、本人に通知します。
▼応募・問合せ ☎0741-8650 深川市2条17番17号 農政課農政係(☎26-2255)

募集人数 若干名

▼任期 9月1日～令和7年8月31日(2年間)
▼応募資格 地域および全市的に体育・スポーツの企画・運営・指導ができる、市内に住む20歳以上の方
▼応募方法 生涯学習スポーツ課に備え付け、またはホームページからダウンロードした用紙に必要事項を記入し、持参または郵送してください。
▼応募期限 6月30日(金)まで(郵送は当日必着)
▼選考方法 選考会議で決定し、本人に通知します。
▼応募・問合せ ☎0741-8650 深川市2条17番17号 生涯学習スポーツ課文化・スポーツ係(☎26-2343)

市会計年度任用職員(生活支援コーディネーター)

▼募集人数 1人
▼雇用期間 9月1日～令和6年3月31日 ※勤務実績などにより更新あり
▼応募詳細 勤務場所、業務内容、応募資格、報酬・手当など、詳しくは市ホームページかハローワークの募集一覧を確認してください。
▼勤務時間 午前8時45分～午後4時30分(祝日、年末年始を除く、月～金曜日)
▼応募書類 ①市会計年度任用職員採用申込書 ※高齢者支援課に備え付け、または市ホームページからダウンロードした申込書に必要事項を記入し、3カ月以内に撮影した写真を貼る。②ハローワークの紹介状③普通自動車運転免許証の写し
▼応募期限 7月28日(金) 午後5時15分まで(代理提出可、郵送は当日必着)
▼試験日時 別途本人に通知
▼試験内容 面接
▼応募・問合せ ☎0741-8650 深川市2条17番17号 高齢者支援課介護予防係(☎26-2644)

国民年金保険料の免除制度

所得の減少や失業などで国民年金保険料を納めることが困難な場合、前年の所得などに応じて保険料の全額または一部の納付が申請により免除されます。免除された期間は、老齢基礎年金の受給資格期間に算入されますが、年金額を計算する場合は減額されます。

免除を受けるためには申請による承認が必要で、免除の承認期間は7月分～翌年6月分(学生納付特例は4月分～翌年3月分)です。申請月から過去2年(2年1カ月前)までさかのぼって申請ができます。

●申請に必要なもの(詳しくは問い合わせしてください)

- ・失業による場合 ▶▶▶ 雇用保険受給者証の写しまたは離職票の写し、年金手帳
- ・学生納付特例の場合 ▶▶▶ 学生証の写しまたは在学証明書の原本、年金手帳

▼国民年金保険料の免除制度の概要

区分	対象	免除の基準となる前年の所得額 (免除を受けようとする月が1月分～6月分の場合は前々年の所得額) など	年金額への反映	
保険料免除制度	全額免除	67万円以下	保険料を納付しているときの2分の1に減額	
	4分の3免除	所得の減少や失業などで保険料を納付できない方	88万円以下	保険料を納付しているときの8分の5に減額
	半額免除		128万円以下	保険料を納付しているときの4分の3に減額
	4分の1免除		168万円以下	保険料を納付しているときの8分の7に減額
学生納付特例制度	大学生などで所得が少なく現在保険料を納付できない方	本人の前年の所得が128万円以下の場合、保険料を後払いすることができます。	年金額には反映されません。	
保険料納付猶予制度	20～49歳で、所得が少なく現在保険料を納付できない方	本人と配偶者の前年の所得が67万円以下の場合、保険料を後払いすることができます。	年金額には反映されません。	

※免除の基準となる前年の所得額は、扶養親族などの人数により一定の額が加算されます。

問合せ 市民課医療年金係(☎26-2133)

後期高齢者医療制度の令和5年度保険料

保険料の計算方法(令和5年度)

保険料額は、被保険者が等しく負担する「均等割額」と、所得に応じて負担する「所得割額」の合計です。

$$\begin{matrix} \text{均等割} \\ \text{【1人当たりの額】} \\ 51,892\text{円} \end{matrix} + \begin{matrix} \text{所得割} \\ \text{【被保険者本人の所得に応じた額】} \\ \text{(令和4年中の所得 - 最大43万円)} \times 10.98\% \end{matrix} = \begin{matrix} \text{1年間の保険料} \\ \text{※限度額66万円} \\ \text{(100円未満切り捨て)} \end{matrix}$$

※令和5年度の保険料額は、保険料決定通知書により7月に個別にお知らせします。
※年度の途中で加入したときは、加入した月からの月割りで計算します。

問合せ 北海道後期高齢者医療広域連合(☎011-290-5601)
市民課医療年金係(☎26-2133)

道の駅「フリスランド」 「ふかがわ」の指定管理者

民間事業者などの能力の活用を通して住民サービスの向上と施設の効率的な運営を図るため、市の施設を管理運営する法人またはその他の団体を募集します。

▼応募条件 市内に本社など主たる事務所を置き、募集要項に定める申請資格を有する法人またはその他の団体（法人格の有無は問いませんが、個人は指定管理者になることができません）

▼指定期間 令和6年4月1日～令和11年3月31日（5年間）

▼募集施設 いざないの里道の駅「フリスランド」ふかがわ（音江町字広里59番地7）

▼応募期間・募集要項配布期間 6月16日（金）～7月5日（水）

▼募集要項配布場所・応募・問合せ先 商工労政課商工労政係（☎26・2264）

市スポーツ賞候補者の 推薦を受け付け

市のスポーツ振興に特に顕著な業績があったと認められる個人・団体（チーム）にスポーツ賞を授与します。受賞者は、スポーツ団体または受賞候補者の職場などの推薦のあった方の中から、教育委員会が決定します。

▼賞の種類

【スポーツ功労賞】市内に10年以上在住または10年以上主たる事務所を置き、次のいずれかに該当する個人・団体①スポーツの健全な普及発展に顕著な功績をあげた個人で、おおむね55歳以上の方②継続してスポーツの健全な普及発展のため特に功績のあった団体③継続して個人またはチームの育成・指導にあたり、各種大会において優秀な成績を収めるなど、その功績が顕著な個人

【スポーツ奨励賞】市内に在住または市内で活動し、各種大会で次の成績を収めた個人・団体（同一競技の受賞は、個人は度限り、チームはその都度対象となります）①全道大会で優勝またはこれに準ずる成績を収めた個人・団体②全国大会で入賞した個人・団

暮らしと仕事の相談窓口

生活に困窮している方の生活の安定と自立のため、生活の状況に応じた必要な支援を一緒に考えますので、気軽に相談してください。

▼支援内容 相談者の課題の整理や解決に向けた計画の作成、関係機関訪問の同行、就労支援など

▼費用 無料

▼相談・問合せ先 社会福祉課 福祉庶務係（☎26・2144）

ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験支援事業

▼対象 高等学校を卒業していない（中退含む）20歳未満の子を扶養している母子家庭の母、父子家庭の父およびその20歳未満の子

▼内容 民間事業者などが実施する高等学校卒業程度認定試験対策講座の受講経費の部を支給します。

▼申請方法 講座を受講する前に対象講座の指定を受ける必要がありますので、事前に相談してください。

▼申請・問合せ先 健康・子ども課子ども家庭係（☎26・2237）

暮らし

町内会活動に 参加しませんか

町内会は、それぞれの地域住民同士が協力し合い、街路灯やごみボックスの維持管理、町内の清掃活動、広報紙の配布、交流会活動などを行っているほか、災害などの緊急時には共助による避難活動など重要な役割を果たします。より良い生活環境を維持するためにも、日頃から地域の交流を大切に、一人ひとりが地域の一員として町内会の行事などに積極的に参加しましょう。

町内会に加入していない方はぜひ町内会に加入し、安心・安全なまちづくりに参加しましょう。町内会への加入を希望する方は、近くの町内会役員などに申し出てください。役員などの連絡先が分からない場合は、総務課自治防災室に問い合わせしてください。

▼問合せ先 総務課自治防災室（☎26・2215）

市文化賞候補者の 推薦を受け付け

市文化振興に特に顕著な業績があったと認められる個人・団体に文化賞を授与します。受賞者は、本人の申し出または第三者の推薦のあった方の中から、教育委員会が決定します。

▼賞の種類

【文化功労賞】市内に10年以上在住または10年以上主たる事務所を置き、継続して健

体③国際大会で優秀な成績を収めた個人・団体④国際大会・全国大会・地方大会で全道的記録またはそれに準ずる高水準な成績を記録するなど前記①②③と同等の優秀な成績を収めた個人・団体 ※対象期間はおおむね令和4年9月1日（木）～令和5年8月31日（日）

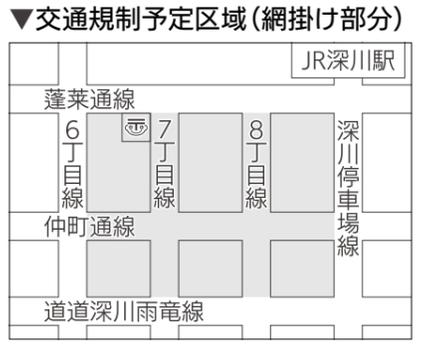
▼提出方法 生涯学習スポーツ課と総合体育館に備え付け、または市ホームページからダウンロードした推薦用紙に、必要事項を記入し提出してください。

深川聖徳太子例大祭に 伴う交通規制

深川聖徳太子例大祭に伴い、市道仲町通線と市道8丁目線の一部に露店などが出店するため、左記の区域内で交通が規制される予定です。この区域に居住している方および関係業者以外は、区域内を車両で通行することができませんので注意してください。なお、祭りを見物する際は、近くの駐車場や指定された駐輪場を利用してください。 ※当日の露店配置状況によっては、規制区間が短くなる可能性があります。

▼通行止め予定期間 6月20日（火）午前7時～23日（金）午前10時

▼連絡・問合せ先 商工労政課 商工労政係（☎26・2264）



健康・福祉・医療

全文化の発展に貢献した個人（おおむね55歳以上の方）または団体

【文化奨励賞】健全な文化の発展に大きく寄与した、市内在住の個人または主たる事務所を置く団体

▼文化の意義（範囲） この賞でいう文化とは、学術（自然科学、人文科学）、芸術（文芸、美術、音楽、舞踏、演劇）、教育（学校教育、社会教育） ※スポーツを除くを範囲とします。

▼提出方法 生涯学習スポーツ課に備え付け、またはホームページからダウンロードした推薦用紙に、必要事項を記入し提出してください。

健康・福祉・医療

住居確保給付金を支給
離職や廃業、休業などで経済的に困窮し、住居を喪失もしくは喪失する恐れのある方に、賃貸住宅の家賃相当額を

補助します。

▼支給期間 3カ月間 ※条件に応じて2回まで3カ月の延長が可能です。

▼支給条件 ①離職などにより経済的に困窮し、住居を喪失または喪失の恐れがあること②離職・廃業後2年以内、休業などの場合は収入が減少し離職・廃業と同等程度の状況であること③離職などの日において、主として世帯の生計を維持していた方④申請者と世帯員の収入合計額と所有する金融資産の合計額が基準額以下であること⑤誠実かつ熱心に求職活動を行うこと ※このほかにも条件がありますので、詳しくは問い合わせてください。

▼支給額 単身世帯は月額支給上限2万5000円、2人世帯は月額支給上限3万円 ※3人以上の世帯は金額が異なります。収入によっては部支給額が減額されます。

▼相談・申請・問合せ先 社会福祉課福祉庶務係（☎26・2144）

ご存知ですか？行政相談委員 問合せ：総務課秘書広報係（☎26-2216）

行政相談委員は、みなさんの身近な相談相手として、社会福祉や医療保険、道路・交通、各種申請・手続きなど、さまざまな分野にわたり、国の行政機関や特殊法人などの業務について、相談者への助言や関係機関に対する通知などを行っています。困ったときは、一人で悩まずに相談してください。

【相談例】 * 困りごとがあるが、どこに相談してよいか分からない
* 勤務している会社が健康保険に未加入なので、加入するようにしてほしい

市内の行政相談委員

市には、通義美さん（☎22-3993）と飯島町子さん（☎22-7233）の2人の行政相談委員が総務大臣から委嘱されています。相談事項がある場合は、相談委員の自宅に連絡するか、次の定例行政相談所で相談に応じています。秘密は固く守りますので気軽に相談してください。

【定例行政相談所】 開設日時：毎月第1金曜日の午前10時～正午（祝日などの場合は第2金曜日）
場所：中央公民館 ※開設日は本紙「各種相談コーナー」に掲載しています。

市が被告となった訴訟事件について

補償金等請求事件

- 訴状の届いた日 令和元年8月13日
- 原告 前納内診療所医師
- 被告 深川市

原告の請求と主張

①平成29年4月1日から6月19日の間は契約の締結には至っていなかったが、その間も納内診療所の診療と管理業務を行っており、ここに拘束力があつたと主張し、当該期間に係る診療・管理委託料として670万871円を請求する。②平成28年分および平成29年1月から3月までに係る収入補償は、所得税青色申告決算書に基づき確定するとされているので、その適否の判断は税務署に委ねるべきであるから、所得税青色申告決算書に記載された金額と同額の1,688万9,710円を請求する。③勤続報奨金の要件を充足できなかったのは、深川市の責めに帰するものであるため、181万2,044円を請求するとの主張がありました。

本市の主張

①平成29年4月1日からの委託契約の締結について本市から打診したが、原告はこれを拒絶したにもかかわらず、6月19日まで診療行為を行っていた。このため、本件委託契約は存在しないので、本市に支払義務はない。②収入補償額の算定については、本市が公金を用いて支出するものであるから、青色申告決算書の額がただちに収入補償の基礎とはならない。③勤続報奨金については、支給要件を充足していないため本市に支払義務はない旨を主張しました。

問合せ先 健康・子ども課障がい福祉係 (☎26-2152)

裁判の結果と判決

令和元年9月18日に札幌地方裁判所において第1回口頭弁論が開かれ、令和4年12月14日の第6回口頭弁論で終結し、令和5年4月3日に①原告と深川市の間には平成29年度の契約に係る交渉が終了するまでの間、原告が本件業務を引き続き行う旨の黙示の合意があつたと認められるため、原告に対し、683万1,996円および遅延損害金を支払うこと。②収入補償額は、原告が税務署に提出した所得税青色申告決算書を基礎としつつ、委託契約などの趣旨に反すると認められる費用などに限り算定の基礎から除外すべきとされ、裁判所において精査の結果原告に対し、294万2,777円および遅延損害金を支払うこと。③勤続報奨金は、請求要件を満たすものではないため、深川市に支払義務はない。④訴訟費用は10分して、その7を原告の負担とし、その3を被告の負担とするとの判決が言い渡されました。

【本市の判断と判決の確定】

①については、事実上診療行為が行われ地域住民が医療の提供を受けていたことや、平成29年度についても本市から委託契約の申し入れを行っていたことなどの状況を考慮し、受け入れることとし、②③についてはおおむね本市の主張が採用されていることから、控訴しないこととし、原告も控訴をしなかったことから、令和5年4月13日判決が確定しました。

国家賠償請求事件

- 訴状の届いた日 令和3年1月8日
- 原告 前深川市議会議員
- 被告 深川市

原告の請求と主張

原告が深川市議会において議長の発言取消命令に従わなかったなどとして令和元年12月10日に市議会が行った戒告処分は、市議会の裁量を逸脱・濫用する違法なものであり、原告の表現の自由および名誉権が侵害されたとして、深川市に対し国家賠償法第1条第1項に基づき110万円の損害賠償を求めるとの主張がありました。

本市の主張

本件戒告は、市議会の内部規律の問題にとどまることから、市議会の自律的な判断を尊重すべきであり、国家賠償法に定める違法な行為には当たらない。また、戒告の懲罰は、原告の議員活動を制約するものではなく、議員活動としての表現の自由および名誉権を侵害するものではない旨を主張しました。

裁判の経過と裁判所の判断

【第1審】

令和3年2月5日に旭川地方裁判所において第1回口頭弁論が開かれ、令和3年9月15日の第2回口頭弁論で結審し、令和3年11月19日に①原告の請求を棄却する②訴訟費用は原告の負担とするとの判決が言い渡されました。原告はこれを不服として控訴しました。

【第2審】

令和4年5月13日に札幌高等裁判所において第1回口頭弁論が開かれ、令和5年4月14日に原審(第1審)の判断を維持するとして①本件控訴を棄却する②控訴費用は控訴人の負担とするとの判決が言い渡されました。原告はこれを不服として上告しています。

問合せ先 総務課人事文書係 (☎26-2228)

異動処分取消請求控訴事件

- 訴状の届いた日 令和4年10月25日
- 原告 深川市職員
- 被告 深川市

原告の請求と主張

1審判決での事実認定の誤りであり、原告の異動の理由も必要性も認められないので、原判決の取り消しを求めるとの主張がありました。

本市の主張

原告は、1審判決の事実認定の誤りを主張しているが、原判決は原審口頭弁論終結時まで提出された主張と証拠を詳細に検討したうえで判断がされたものであり、何ら誤りは存在しない旨を主張しました。

裁判の経過と裁判所の判断

令和5年2月15日に札幌高等裁判所において第1回口頭弁論が開かれ即日結審し、令和5年5月19日に①本件控訴を棄却する②控訴費用は控訴人の負担とするとの判決が言い渡されました。

問合せ先 市立病院管理課 (☎22-1101)

バス整備員正社員募集

地元深川市で働いてみませんか？



- 内容 / バス整備員
- 資格 / ガソリン又はジーゼル整備士資格保有者※
- 時間 / 実働7時間47分
- 休日 / 年間103日
- 給与 / 188,000～285,000円(手当含)

※二級以上の整備士資格保有者優遇
二級整備士資格取得の費用を全額当社で負担します。(三級資格保有の方のみ)



電話連絡の上、
写真付履歴書をご郵送下さい。



中央バスグループ 空知中央バス(株)
滝川市新町3丁目2-1
☎0125-24-8855 (担当/佐々木・中井)

水道給水装置の適正な管理を

水道給水装置とは？

道路に埋設してある水道本管から、住宅などに引き込む給水管と、これに直結する止水栓、水道メーター、水抜栓、蛇口などをまとめて「水道給水装置」と呼びます。※水道メーターは、地下に設置する本体と建物の壁などに取り付ける受信機、本体と受信機をつなぐコードで構成されています。

水道給水装置の維持管理・修繕は？

水道給水装置は、所有者（使用者）の負担で設置するもので、個人の財産です。そのため、水道給水装置の破損や老朽化による修繕、水道メーター用ボックスの破損などの修繕に要する費用は、所有者（使用者）の負担となります。なお、修繕については、市が指定した水道給水装置工事業者^④でなければ取り扱いできません。水道給水装置は、所有者（使用者）による適切な維持管理をお願いします。

※水道メーター本体は、市が貸し出していますので、漏水や故障があった場合は市が負担し修繕します。
※止水栓（水道メーター用ボックス内）は、市が指定した水道給水装置工事業者^④が市の許可を得た上でなければ操作できません。室内や散水栓付近にある水抜栓とは違いますので、注意してください。

宅地内で漏水していませんか？

水道を使っていない状態で、受信機が動いている場合は漏水の可能性があります。市が指定した水道給水装置工事業者^④へ直接依頼して修繕してください。また、宅地内で漏水を発見した場合は、上下水道課へ連絡をお願いします。

水道メーター用ボックスの管理を

水道メーター用ボックスのふたは、年月が経つうちに割れてしまうことがあり、ふたがきちんと閉まっていない状態で上に乗ると、ふたが外れけがをする恐れがあります。また、冬期間の凍上などにより、水道メーター用ボックスが地上部分に飛び出し、つまずいたり、除雪の支障となったりします。

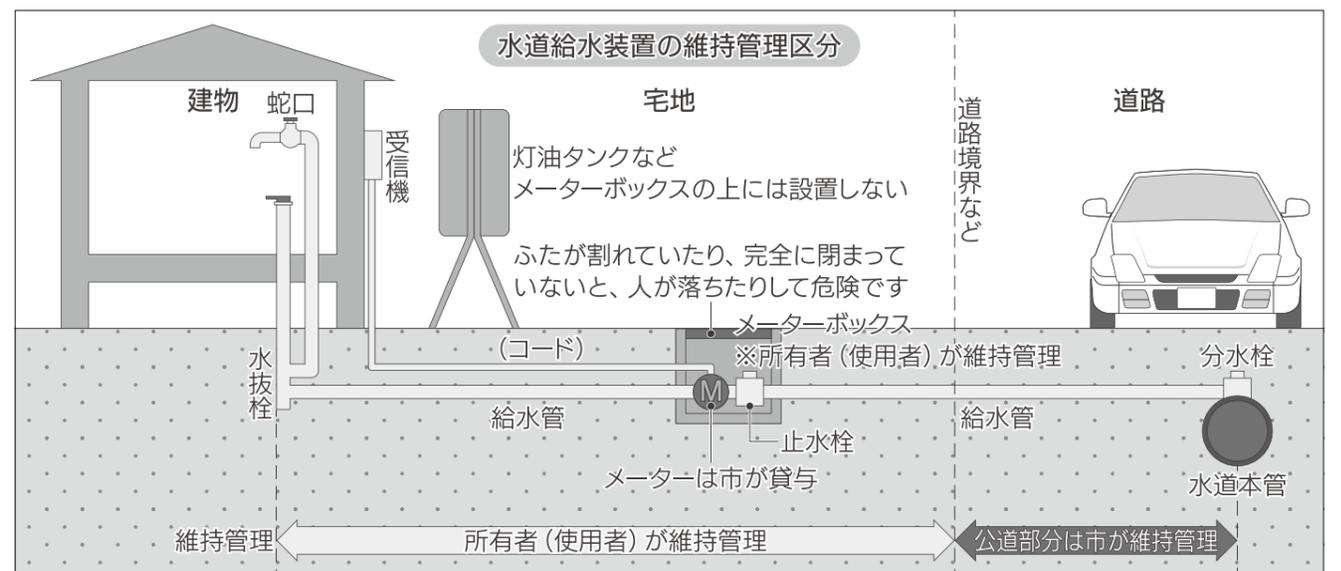


水道メーター用ボックスの高さ調整や修繕は、市が指定した水道給水装置工事業者^④へ連絡し、所有者（使用者）の負担で行ってください。
※水道メーター用ボックスの上には灯油タンクなどの構造物を設置しないでください。水道メーターの交換や修繕のときに支障になります。

水道メーターの定期的な取り替え

水道メーターは8年ごとに取り替えることが、法律で義務付けられています。市が貸し出している水道メーターのうち、今年度に取り替えるものは、所有者（使用者）に事前にお知らせを配布します。なお、取り替え工事の際には、立ち合いの必要はありませんが、敷地内に立ち入る作業となりますので協力をお願いします。水道メーターの取り替えには費用はかかりませんが、水道メーター以外の水道給水装置に異常が見つかった場合の修繕費用は、所有者（使用者）の負担となります。

※個人で設置している水道メーターについても、上下水道料金の計算に使用している場合は、8年ごとに取り替えが必要です。忘れずに取り替えてください。
④市が指定した水道給水装置工事業者は、水道使用水量などをお知らせする毎月の検針票（青い紙）の裏面に記載しています。



問合せ 上下水道課工務係(☎26-2373)

通行規制区間への進入は大変危険です

災害が発生した場合などには道路の通行止めなどの規制が実施されます。通行規制区間へ脇道などから侵入すると、損壊した道路からの転落や、崩落した土砂に巻き込まれるなどの重大な事故につながる恐れがあります。大変危険ですので、指定された迂回路の利用をお願いします。通行規制の状況は、国土交通省のウェブサイトに「道路情報提供システム」(<https://www.road-info-pvcs.mlit.go.jp/>)から確認することができます。

▼問合せ 都市建設課維持管理係(☎26・2313)

7月7日はクールアースデー

環境省では、7月7日を「クールアースデー」と定め、二酸化炭素をできるだけ排出しないよう、自家用車の使用の自粛や自宅での早めの消灯などのライトダウンを呼び掛けています。みなさんも7月7日(金)は環境に配慮した行動を心掛けましょう。

▼問合せ 環境課環境係(☎26・2444)

野生動物に餌を与えないでください

キツネやカラスなどの野生動物に餌を与えると、その場所に動物が集まり、ふんが残されたり、家庭菜園が荒らされたりするなど、周辺の家に迷惑がかかります。良好な生活環境を維持するため、理解と協力をお願いします。

▼問合せ 環境課環境係(☎26・2444)

空き家・空き地バンク

詳しい情報は市ホームページ、または建築住宅課建築係で閲覧できます。

物件	地区	深川・一己	納内	音江	多度志
賃貸	アパートほか	101件	0件	3件	0件
	戸建て住宅	2件	0件	2件	0件
	土地	1件	0件	0件	0件
売買	アパートほか	0件	0件	0件	0件
	戸建て住宅	10件	4件	4件	1件
	土地	41件	11件	12件	2件

●登録・問合せ 建築住宅課建築係(☎26-2323/☎22-2460)
※空き家・空き地登録申請は、随時受け付けています。

北空知広域水道企業団からのお知らせ

北空知広域水道企業団は、本市、沼田町、秩父別町、北竜町、妹背牛町に水道用水を供給する一部事務組合です。企業団では毎年、条例に基づき財政の状況を公表しています。今回は、令和4年度の事業と経理の概要、令和5年度の事業計画と予算の概要についてお知らせします。

令和4年度の事業と経理の概要

令和4年度の年間水道用水供給実績は3,110,596㎡(1日平均8,522㎡)となり、前年度と比較して22,858㎡(1日平均62㎡)増加しました。

▼令和4年度水道用水供給事業会計試算表

借方		貸方	
勘定科目	金額	勘定科目	金額
固定資産	60億5,027万円	固定負債	8億4,011万円
流動資産	4億5,668万円	流動負債	7,360万円
		資本金	39億4,760万円
		剰余金	1億9,384万円
		繰延収益	14億5,180万円
計	65億695万円	計	65億695万円
営業費用	4億7,363万円	営業収益	3億9,146万円
うち減価償却費	(2億1,929万円)	営業外益	6,250万円
営業外費用	604万円	特別利益	304万円
特別損失	17万円	当年度純損失	2,284万円
合計	69億8,679万円	合計	69億8,679万円

令和5年度の事業計画と予算の概要

令和5年度の年間予定供給量は、3,050,000㎡(1日平均8,333㎡)とし、施設運転・保守管理を中心とした収益的収支と施設運転・設備の更新を中心とした資本的収支の予算額は下表のとおりです。

▼令和5年度水道用水供給事業会計予算表

科目	区分	収益的収支	資本的収支
収入		4億8,726万円	5,483万円
支出		5億4,008万円	2億8,360万円
差引		▲5,282万円	▲2億2,877万円

※収益的収支の収入額が支出額に不足する5,282万円は、剰余金で補てんします。また、資本的収支の収入額が支出額に不足する額2億2,877万円は、損益勘定留保資金などで補てんします。

問合せ
北空知広域水道企業団
(☎35-1878 / ☎35-2782)
<http://www.kitasorasui.or.jp/>

起業支援・店舗改装等助成事業

③まちなか居住推進エリア…1条6番～11番、2条6番～11番、3条6番～11番、4条6番～11番、5条6番～11番、6条6番～11番、7条6番～11番

1. 起業支援助成(旧空き地空き店舗活用事業助成制度)

市街地商店街の空き地や空き店舗を活用して集客施設を設置、または商業用店舗を開設した方に費用の一部を助成します(先着順、予算がなくなりしだい終了)。

対象区域	まちなか居住推進エリア®と本市における都市計画法に基づく近隣商業地域の重なる区域内
対象となる土地・建物	かつて営業などの事業に使用されていた土地や建物で、利用されていない期間が6カ月以上経過しているもの
事業区分	集客施設整備事業 商店街振興組合などが集客施設を整備し活用する事業で、1年以上継続するもの ・集客施設… 展示会場、イベントスペース、チャレンジショップコーナーなどの集客力向上のための施設
	店舗開設事業 新たに店舗を開設する事業であって、1年以上継続して営業活動を行うもの ・対象者… 中小企業者、個人および市街地商店街の振興などに寄与すると認められる公益法人、社会福祉法人、NPO法人などの法人または団体 ・対象業種… 小売業、宿泊業、飲食サービス業など ※ただし、酒場、ビアホール、バー、キャバレー、ナイトクラブなどは除く
助成の内容	施設等賃借料助成 営業のために借りた土地または建物の賃借料の5分の2以内 ・期間… 開店後3年間 ・助成額… 集客施設整備事業 120万円以内 / 店舗開設事業 年間72万円以内(2年目の助成額は1年目の3分の2以内、3年目は1年目の3分の1以内) ※深川商工会議所が発行する商品券で交付
	改装費等助成 建物の改装などに要した経費のうち、営業のために要した経費の5分の2以内 ・助成額… 集客施設整備事業 200万円以内 / 店舗開設事業 150万円以内 ・改装など… 新築、増改築、改装、設備などの工事および空き店舗の取得 ・条件… ①改装などの工事費合計が100万円(店舗開設事業は30万円)を超えること②市内業者で施工されるもの③複数業者からの工事見積書の写しを添付すること④深川地方中小企業相談所による事業計画内容に対する意見書を添付すること⑤令和6年3月29日(金)までに工事が完了すること

※対象区域や業種については、上記以外でも助成対象となる場合がありますので、問い合わせしてください。なお、次の場合は助成対象となりません。①助成対象者が空き地・空き店舗の所有者と生計を一にしている場合、または2親等以内の親族の場合②当該所有者が助成事業者である法人または団体の役員である場合③店舗を閉鎖した時点の経営者と同一の経営者が再度その店舗を活用した場合④市税の滞納がある場合⑤市内で移転した場合

2. 店舗改装等助成(旧店舗リフォーム助成制度)

商工業の振興を促進するとともに、地域経済の活性化を図るため、店舗改装に要した費用の一部を助成します(先着順、予算がなくなりしだい終了)。

◆申請期限 9月29日(金)まで

◆工事期限 令和6年1月31日(水)までに完成する見込みの店舗

◆対象区域 市全域

◆助成要件

- ・対象工事費(消費税を除く)が30万円を超えること
- ・店舗の所有者または賃借人で、市内で事業を営む個人または市内に本店が登記してある法人
- ・1年以上市内で事業を営んでいること
- ・市内業者で施工される店舗(未着手のもの)
- ・工事の種類
 - ①店舗の内装などの店舗に係るリフォーム
 - ②店舗と併せて行う併用部分の外装リフォーム

◆助成内容

助成額…30万円以内

※工事費(消費税を除く)の3分の1を限度とする。

◆工事推奨例

休憩場所や授乳室の設置、トイレの改修など高齢者や子育て中の方へ配慮した改装

※次の場合は助成対象となりません。

- ①起業支援・店舗改装等助成要綱(旧空き地空き店舗活用事業助成・旧店舗リフォーム助成要綱を含む)、住宅持家促進助成要綱、住宅バリアフリー改修助成要綱、住宅リフォーム助成要綱、感染予防対策店舗リフォーム促進助成金交付要綱、緊急経済対策住宅リフォーム助成要綱の規定により過去5年間に助成金の交付を受けている場合
- ②風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の第2条第1項および第5項に規定する営業を行う店舗
- ③市税の滞納がある場合

問合せ先

商工労政課商工労政係(☎26-2264)

ヒグマとの遭遇に注意

山の雪解け時からクマが活動時期に入っています。山間部の近くに住んでいる方やレジャーなどで山林に入る方は、次のことに注意しましょう。

【注意事項】

- ①単独での入山は控え、鈴や笛、ラジオなど音の出る物を携行しましょう。クマに自分の存在を知らせることが重要です。多くの場合、クマは人間の存在に気付くと逃げ出すといわれています。
- ②ごみは持ち帰りましょう。生ごみによってクマが人間の食べ物の味を覚えてしまうと、人間を見ても怖がらずに近づいて来るようになってしまいます。
- ③もしクマを見つけた場合は近寄ったりせず、周囲の状況を見ながらゆっくりその場を離れましょう。子グマを見つけた場合でも、母グマは常にそばで様子を見ているので、子グマに近づくと大変危険です。
- ④万が一クマに襲われた場合には完全に身を守る方法はありません。参考に北アメリカなどでは、首や後頭部への致命傷を防ぐため、首の後ろを手で覆い、地面にうつぶせになるという対処方法が勧められています。
※クマに関する情報がありましたら連絡してください。



連絡・問合せ先 農政課耕地林務係(☎26-2255) / 深川警察署(☎23-0110)

責任を持って飼育しよう
ペットは最後まで責任を持って飼育しよう
ペットは人間の心を癒やす存在として多くの方に飼われています。しかしその一方で、心ない一部の無責任な飼い主による犬・猫の放し飼い、野良猫への餌やりなどの苦情やトラブルが多く発生しています。犬との散歩中は引き綱を使用し、通行人などに危害を与えないようにすることも、犬が公園・道路などでしたふんは必ず片付けてください。また、近年では生まれたばかりや病気になるたペットを捨てる方がいます。これらの行為は、動物の愛護及び管理に関する法律により、愛護動物を捨てた場合は1年以下の懲役または100万円以下の罰金、みだりに殺したり傷つけたりした場合は5年以下の懲役または500万円以下の罰金が科せられます。ペットは、他人に迷惑を掛けないように最後まで責任を持って飼育してください。

▼問合せ先 環境課環境係(☎26・2444)

拓殖大学北海道短期大学
図書館を地域開放
▼開館時間 月曜日から金曜日：午前9時～午後6時(春休み期間は午前9時～午後5時)
▼館外貸し出し ※高校生以上の方に限定
【普通貸し出し】貸出期間は2週間、1人5冊までです(貸し出しに制限のある本は、館外貸し出しはできません)。
【特別貸し出し】夏季・冬季休暇前に特別貸し出しを行います。特別貸し出しの内容と実施日は、7月中旬と12月中旬に電話や電子メールなどで問い合わせしてください。
▼貸し出しの継続 返却期限以降も貸し出しを希望する場合は、本学に借りた本を持参し手続きしてください。
▼利用方法 事前に電話などで問い合わせの上、カウンターで「学外者図書館利用申込書」に必要事項を記入し申し込みしてください。申し込みの際には、現住所を確認できるもの(運転免許証・健康保険証など)と印鑑が必要です。
▼問合せ先 拓殖大学北海道短期大学図書館(☎23・4111) / 電子メール toshokan@takushoku-hc.ac.jp

教育・仕事

若年者等雇用拡大奨励金

▼対象 障がいのある方や若年者の方を正規雇用したことにより、雇用保険の被保険者数が、雇用した年度の前年度末の数と、前3年度末の平均数を上回る企業 ※正規雇用日現在で北空知管内に住所を有する(予定を含む)こと
▼支給額 1人につき60万円を2回に分けて支給します(1企業3人を限度)。
▼支給要件 常時雇用する従業員が企業全体で300人以下で、勤務先が市内の事業所・事務所であること / 雇用保険法適用事業主であること / 申請年度と前年度の間に、事業主の都合による解雇がないことなど ※詳しくは問い合わせしてください。
▼申請期限 事前に連絡の上、支給要件に該当した日から1カ月以内に届け出してください。
▼申請・問合せ先 商工労政課商工労政係(☎26・2264)

介護職員研修・介護福祉士国家試験などの経費を助成

市内の介護職員の人材確保と介護力向上のため、介護職員初任者研修、介護福祉士実務者研修、介護福祉士国家試験に係る費用を助成します。

- ▼助成額 介護職員初任者研修：受講料、テキスト代(上限10万円) ※学生の方は、上限5万円) / 介護福祉士実務者研修：受講料、テキスト代(上限10万円) / 介護福祉士資格取得：国家試験受験手数料、資格登録手数料：2万円1700円 ※いずれも、他からの助成や貸し付けを受けている場合は、その助成額を除いた額
- ▼申込方法 高齢者支援課に備え付けまたは市ホームページからダウンロードした申請書に必要事項を記入し、提出してください。
- ▼申込期限 12月28日(木)まで ※2次募集もあるので、詳しくは問い合わせしてください。
- ▼その他 助成要件、添付書類など詳しくは問い合わせしてください。
- ▼申込・問合せ ☎0741-8650 深川市2条17番3

市民福祉部高齢者支援課介護予防係(☎26・2644)

小型はかり(1トン未満)の定期検査を実施

商店・工場・学校・病院などで、取引や証明上の計量に使用する「はかり」「分銅」「おもり」は、計量法に基づき、2年に1回、知事が行う「定期検査」を受け合格したものでなければ使用することができません。6月27日(火)から29日(木)まで市内で定期検査を実施しますので、小型はかり(1トン未満)を所有している事業所は、忘れずに検査を受けてください。検査の場所は、検査の1週間前に直接各事業所に連絡します。なお、検査計量士の検査を受けた計量器については、定期検査は免除されます。また、前回の検査(令和3年9月)以降に新たに営業を始めた方などで、今回の検査に該当すると思われる方は、6月9日(金)までに連絡してください。

出張特別試験

労働安全衛生法に基づく各種免許試験のうち、旭川地区の学科試験を次のとおり実施します。

- ▼試験の種類 一級ボイラー技士、二級ボイラー技士、第一種衛生管理者、第二種衛生管理者
- ▼試験日 8月11日(金)
- ▼試験会場 旭川勤労者福祉会館、旭川市ときわ市民ホール
- ▼試験手数料 8800円
- ▼受付期間 6月22日(木)～7月5日(水)
- ▼その他 受験資格や申し込み方法など、詳しくは問い合わせしてください。
- ▼申込・問合せ 旭川地方労働基準協会(☎0166・228621)

新規学校卒業者の求人受付開始

令和6年3月新規学校卒業生(高校・中学)の求人を受け付けしています。新規学校卒業者の多くは地元での就職を希望していますが、地元企業の求人公開の遅れから、多くの若い人材が地元を離れて就職しています。早期に採用計画

を立て、ハローワークへの求人申し込みをお願いします。詳しくは問い合わせしてください。

6月は「外国人労働者問題」啓発月間

外国人労働者の就業実態は、社会保険が未加入であったり、適正な労働条件が確保されていないなど、このような状況が踏まえ、外国人を雇い入れる場合には、次の3点を確認し適正な雇用に努めてください。①就労が認められる在留資格であること。②雇入れ・離職の際は、それぞれのハローワークに届け出をすること。③労働保険・社会保険などへ加入するなど、適正な雇用管理を行うこと。

- ▼問合せ ハローワーク深川(☎23・2148) / 滝川労働基準監督署(☎0125・24・7361)

自衛官候補生を募集

- ▼資格 日本国籍を有し、採用予定月の1日現在で18歳以上33歳未満の方
- ▼第1次試験日 7月9日(日)・10日 ※いずれか1日
- ▼試験会場 陸上自衛隊旭川駐屯地(旭川市春光町)
- ▼応募期限 7月4日(火)まで
- ▼応募・問合せ 自衛隊旭川地方協力本部旭川地区隊(☎0166・550100)

狩猟試験予備講習

- ▼日時 7月30日(日) 午前9時～午後4時30分
- ▼場所 岩見沢市民会館「まなみ」(岩見沢市9条西4丁目)
- ▼定員 50人(先着順)
- ▼受講料 第1種、第2種：1万1000円(テキスト代を含む) / 網またはわな：8250円 / 第1種または第2種と同時に網またはわなを受講する場合：1万3750円
- ▼申込期間 6月15日(木)～7月20日(水)
- ▼その他 予備講習の申し込み前に狩猟試験の申し込みを行ってください。本年度の狩猟試験は、次のとおり行われます。詳しくは問い合わせしてください。
- ▼日時 8月6日(日) 午前9時～午後4時30分
- ▼場所 空知総合振興局(岩見沢市8条西5丁目)
- ▼申込・問合せ 空知猟政協議会(☎0126・24・1111 / 火・木曜日のみ / 午前9時30分～午後4時30分)

税務署職員を募集

- ▼受験資格 4月1日現在で、高等学校か中等教育学校を卒業した日の翌日から起算して3年を経過していない方、または、令和6年3月までに高等学校か中等教育学校を卒業する見込みの方
- ▼応募詳細 職務内容、採用予定人数などの詳細は、人事院国家公務員試験採用情報NAVY(https://www.jijigo.jp/saiyo/saiyo.html)を確認してください。
- ▼第1次試験 9月3日(日)
- ▼第2次試験 10月11日(水)～20日(金) ※いずれか1日
- ▼応募方法 人事院国家公務員採用試験のページ(https://www.jijishi-ken.go.jp/juken.html)から応募するか、受験を希望する第1次試験地を所管する国税局に問い合わせしてください。
- ▼応募期間 6月19日(月)～午前9時～28日(水) / インターネットは当日受信有効)
- ▼問合せ 札幌国税局人事第2課採用担当(☎011・231・5011) / 深川税務署総務課(☎27・1079)

危険物取扱者試験・消防設備士試験

- ▼【危険物取扱者試験】
- ▼種類 甲種・乙種(第1類～第6類)、丙種
- ▼試験手数料 甲種：6600円 / 乙種：4600円 / 丙種：3700円
- ▼【消防設備士試験】
- ▼種類 甲種特類、甲種(第1類～第5類)・乙種(第1類～第7類)
- ▼試験手数料 甲種：5700円 乙種：3800円
- ▼【共通事項】
- ▼試験日 7月30日(日)
- ▼試験地 旭川市ほか
- ▼受付期間 電子申請 6月16日(金)～23日(金) / 書面申請 6月19日(月)～26日(月)
- ▼受験願書提出先 ☎0601-86003 札幌市中央区北5条西6丁目2-2 札幌センタービル12階 一般財団法人消防試験研究センター(☎011・205・5371)
- ▼その他 受験願書は、深川消防署予防課予防係にありませす。また、電子申請の場合は同研究センターのホームページ(https://www.shoubo-shiken.or.jp/)から申し込みしてください。
- ▼問合せ 消防署予防課予防係(☎22・2814)

危険物取扱者試験準備講習

- ▼期日・場所 7月10日(月)・11日(火)(旭川市) / 7月10日(月)・13日(木)(滝川市)
- ▼種類 乙種第4類および丙種
- ▼受講料 各地区危険物安全協会会員・学生：8000円 / 非会員：1万円 ※受講テキスト・例題集代は別途負担
- ▼申込期限 各講習日の10日前まで
- ▼申込先 ☎06010000 4 札幌市中央区北4条西6丁目1番地 毎日札幌会館9階 一般社団法人北海道危険物安全協会連合会(☎011・205・5088)
- ▼その他 受講申込書は、消防署予防課にあります。詳しくは同連合会ホームページ(http://www.hokuren.jp/)を参照してください。
- ▼問合せ 消防署予防課予防係(☎22・2814)



小・中学校用教科書展示会

- ▼日時 6月15日(木)～7月2日(日) 午前9時～午後9時(休館日を除く)
- ▼場所 生きがい文化センター
- ▼問合せ 学務課学校教育係(☎26・2333)

危険物取扱者試験準備講習

- ▼期日・場所 7月10日(月)・11日(火)(旭川市) / 7月10日(月)・13日(木)(滝川市)
- ▼種類 乙種第4類および丙種
- ▼受講料 各地区危険物安全協会会員・学生：8000円 / 非会員：1万円 ※受講テキスト・例題集代は別途負担
- ▼申込期限 各講習日の10日前まで
- ▼申込先 ☎06010000 4 札幌市中央区北4条西6丁目1番地 毎日札幌会館9階 一般社団法人北海道危険物安全協会連合会(☎011・205・5088)
- ▼その他 受講申込書は、消防署予防課にあります。詳しくは同連合会ホームページ(http://www.hokuren.jp/)を参照してください。
- ▼問合せ 消防署予防課予防係(☎22・2814)



まかせて安心 技術と信用 なんでも頼める街の電器屋さん

石油ストーブ分解掃除
家電品修理
蛇口取替
ボイラー修理

パソコンの調子
インターネット接続
フルサポート!

各種電化製品
パソコン周辺機器
石油ストーブ
エアコン
ボイラー
住居リフォーム

・住設
・トイレ販売、修理、工事

お電話下されば集荷に伺います。

(有)さくらぎ

ソニー特約店 納内店 深川市納内町3丁目 TEL(0164)24-2877
修理認定店 深川店 深川市3条5番25号 TEL(0164)23-4316

あなたを求めています ハローワーク深川・求人情報

職種	事務	販売・営業	製造	運転	医療	社会福祉	建設	サービス
件数	37	39	35	24	40	69	63	50

☆このほかにも求人がありますので、来所の上相談してください。
☆問合せ ハローワーク深川(☎23-2148)
☆ハローワークインターネットサービス
https://www.hellowork.mhlw.go.jp